

日本に在住する外国人労働者第二世代の進路選択の研究

2002 年度調査より

The Research of Decision on the Course to Take the Carrier of Life in the Case of Foreign Labor's Second Generation in Japan

石崎 直一（一橋大大学院 社会学研究科）

依光 正哲（一橋大大学院 社会学研究科）

1. はじめに

本稿は 2002 年から 2003 年にかけて行われた日本在住の外国人労働者を対象に行われた調査の結果を基にして外国人労働者の第二世代、特にアジア系住民第二世代の将来の進路選択及び関連する教育問題について論じたものである。調査の実行主体であるワーキング・チームは、外国人を対象にしたアンケート調査とヒアリング調査を計画・実施してきた。本稿が利用するデータは主にヒアリング調査の記録であり、対象者の年齢が 10 歳～20 歳代のものを中心としている。¹

本稿の構成であるが、まずはこれまでの日本に在住する外国人労働者の第二世代についてなされてきた先行研究の状況を紹介する。次に今回の調査で得られた進路問題に関する第二世代特有の問題点を紹介する。そして外国人労働者の第二世代達が置かれている教育面での境遇を整理し、合わせて日本社会における外国人受け入れ対策上の教育面の不備を指摘する。最後にこれまでの分析を踏まえつつ今後の課題およびあるべき方向性を、こうした外国人労働者第二世代の選択の範囲を広げるといふ観点から模索する。

2. 日本に在住する外国人労働者第二世代と教育

2 - 1 . 問題の背景 ニューカマーの定住化の進展

「ベトナムに帰りたいとは思うけど...でもたぶん無理...このまま結局は日本で暮らしていくんだなと思う」(ベトナム B)

「ミャンマーに帰ることなんて考えられない...もうあっちでは生活できない。このまま日本にいたい。」(ミャンマー I)

1980 年代半ば以降に入国してきた外国人を一般的に「ニューカマー」と呼ぶ。それは、

¹ 本稿が対象にする外国人第二世代とは、母国に戻って生活することが困難であり今後も日本社会の中で定住していくニューカマーのグループである。サンプルの都合上、ケースの大半がベトナム系住民となっている。代表性に欠けるという指摘があることが予想され、表題を「ベトナム難民子世代」としたほうが適当かもしれないが、他の国籍のケースも執筆の上で強い示唆を与えたこともあり、あえて限定しないことにした。また「日本での定住を前提にした進路選択」という外国人一般的な視角から問題を捉えるので、もちろんエスニシティの持つ差異は軽視できないが、それほど国籍に注視する必要はないかと思われる。

この時期に日本への外国人の流入が目立って生じるようになったからである。もちろん「ニューカマー」と一口にいても実際には難民として入国したものや、不法滞在になることを覚悟で入国した場合などその内容は国籍や動機を背景として実に多種多様である。

ニューカマーの先駆けとなったのがベトナムを中心としたインドシナ難民である。日本に最初のベトナム難民が上陸したのはサイゴン陥落の1975年であり、政府が正式に難民受け入れを決定する1978年までに1918人が入国した。日本政府の当初の方針は第三国への出国を前提とした「上陸特別許可」を与えることであったが、1978年に「定住許可」の方針がついに打ち出された。対象もベトナム難民からインドシナ難民に拡大され、アジアの周辺諸国の難民キャンプに収容されている人びとのうち一定の条件を備えた者に対し定住を許可することが決められた。翌年には東京都大田区の品川に難民救援センターが、神奈川県大和市、兵庫県姫路市には定住促進センターが開設された。²(田中:144-145、川上 45-46)

このようにして受け入れ態勢は着々と整えられていったが、当初はほとんどのインドシナ難民が欧米諸国へ出国していった。その理由としてはもちろん日本よりはそれらの諸国に既に家族や親族が多く移住していたことが考えられるが、日本での受け入れと定住に向けた支援体制が不十分であることも影響を与えたと川上は指摘している。しかし、欧米諸国が不況に伴って次第に外国人労働者への入国審査を厳格にしていったことで最終的な受け入れ先としての望みが極めて難しくなると、それらの国を諦め日本での定住を決める難民が増えていった。(川上:46)

一旦日本への定住が進むと、個々人の難民は家族呼び寄せを希望するようになる。そして国連難民高等弁務官事務所とベトナム政府間で1979年に取り決められた「合法出国に関する了解覚書」に基づいたODP(Ordinary departure program)によって分散させられていた家族が再生されることになる。

インドシナ難民の定住・受け入れ状況の推移

| 年別 | 定住・受け入れ者数 | 年別 | 定住・受け入れ者数 | 年別 | 定住・受け入れ者数 |
|-----------|---------------|------|-----------|------|-------------|
| 1978 | 3 | 1986 | 306 | 1994 | 456 |
| 1979 | 94 | 1987 | 579 | 1995 | 231 |
| 1980 | 396 | 1988 | 500 | 1996 | 151 |
| 1981 | 1,203 | 1989 | 461 | 1997 | 157 |
| 1982 | 456 | 1990 | 734 | 1998 | 132 |
| 1983 | 675 | 1991 | 780 | 1999 | 158 |
| 1984 | 979 | 1992 | 792 | 2000 | 135 |
| 1985 | 730 | 1993 | 558 | 2001 | 131 |
| 合計 | 10,797 | | | | 2001年12月末現在 |

(資料) 法務省入国管理局ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/PRESS/020201-1-1.html>

² 大和及び姫路の定住促進センターは既に廃止された。難民救援センターについても廃止が検討されている。

この表が示すように現時点で受け入れたインドシナ難民は 1 万人近い。また家族が再結合し新たな家庭が形成されれば子供が生まれることになり、また第三国への出国もあるので実際に定住している人数はこの数とは異なるだろう。そして第二世代が成人すれば定住難民が自然と増加していくことは言うまでもない。

さて、ベトナム難民を中心とするインドシナ難民以外の日本に定住あるいは滞在(場合によっては不法)する外国人についてごく簡単に触れておきたい。1980年代に入ると日本社会への外国人の出入国者の流入が少しずつ増加し始め、1985年以降の7年間にバブル経済による好景気で労働需要が膨れ上がり、バブル経済崩壊の1991年秋まで外国人労働者をも飲み込んでいった。この時期の流入の内容を詳細に見ると、1986年頃に最初に目立ち始めたのは主に風俗業に従事した特にフィリピンからの女性労働者であった。次に顕著になったのが南米出身の日系人である。当時の入管法改正以前にも親族訪問という名目で来日し就労が可能であったのだが、ブラジルでの深刻な経済危機の影響に触発され、実際は親族訪問ではない事実上の出稼ぎの流れが生じるようになった。さらに1988年頃になるとパキスタン、バングラディシュ、イランから、その後は近隣のアジア諸国から大量の外国人労働者が入国してくるようになった。彼らのほとんどがフィリピン国籍の例とは違い男性であり、主に土木作業や中小企業の製造業における労働に従事した。

だが、外国人労働者流入の激増に直面しても、日本政府はこの問題に消極的な態度を取り続けていた。その結果、不法就労形態での外国人労働者の流入の促進を放置する結果となった。この事態を見かねて日本政府はついに重い腰をあげ、1990年に出入国管理法を改正に踏み切った。その改正のポイントは、特殊技能を有した外国人に対する在留資格の緩和(18種から28種への拡大)と日系人への入国規制緩和の特別措置、そして不法就労に対する雇用者罰則規定の設定である。

バブル経済の崩壊とその後の不況の影響で外国人労働者の流入者数の伸びが鈍化したが、それまでにない新しい流れも見られるようになった。まず、管法改正後暫くして新たに整備された技能実習制度の整備によって研修生³の数が増大した。また、主にブラジル・ペルーを中心とした日系南米出身者にとって事実上の単純労働への従事が可能となった。⁴しかしそれは、それまでの主流だったアジア系及び中東系外国人に代替して日系南米出身者の日本への入国を爆発的に増大させる結果となった。

日本への「デカセギ」を何度も繰り返す再入国者が増えており、また西欧で過去にみられた家族呼び寄せの兆候があるとされている。(井口 71-73、伊豫谷 2001: 236-237) またアジアの出稼ぎ移民達についても入国当初は一定の目標額を達成すれば帰国するつもりであったのが、徐々に日本社会への定住化の過程を辿りつつある。(伊豫谷 2001: 207) こうし

³ 研修生の大半は中国人で占められている。

⁴ 南米出身日系人は「定住者」としての資格を認められ、日本で日本人と制度上は同じ扱いを受けることになったが、同時に単純就労への従事が可能になった。単純就労者として入国を認めたわけではない。

た新しい変化について宮島は、まだ日本社会に外国人労働者が「定住化」しているとい一般化するには欧米の例と日本の実態を比較すればいささか時期尚早であるが、これはいわゆる単純労働に従事する外国人労働者が最終的には帰国する意志がありながらも将来が不確定であることから、次第に「定住化」を決断するに繋がっていく可能性が高いと警鐘を鳴らしている。(宮島 1996 : 3-5)

以上、いわゆるニューカマーの日本への流入の推移を見てきたが、現時点での日本の外国人人口は総人口の 1.5% に達した。日本が本格的な移民の流入に直面したのは、既に戦後の復興期である 60 年代に経験しているヨーロッパ諸国に比べて遅く、確かにタイムラグが存在している。しかし、80 年代に戦後の日本社会での外国人労働者とのインパクトがあったとするならば、既に現在までに 20 年近い年月が流れている。その頃に乳飲み子だった者はまもなく成人を迎えるまでになり、若い夫婦だったものは子供を産み育てて久しくなり、その子供ですら思春期に入っていると思われる。つまり、ニューカマーの「ニュー」という単語の持つニュアンスはしだいに薄れつつあるといえるのだ。これからは従来とは違う枠組みで日本在住の移民問題について捉え、新たな問題に対応する必要がある。そしてその新たな枠組みが、外国人労働者の第二世代の問題である。

2 - 2 . 教育問題 定住化した移民にとって避けられない課題

「やっぱり、日本にいるためには大学に行かなければいけないと思ったし、親も大学に行くことには反対せず、むしろ積極的に薦めた」(ベトナム A)

多くの外国人が日本への定住化傾向を顕著にしているようになった今、受け入れ国である日本社会が彼ら彼女らに対しどのように対処すべきなのであろうか。この状況を題した「外国人労働者から市民へ」の中で編者の宮島喬は、今後必要になってくるのは中期的な施策であり、それはより継続的な滞在を想定した、その滞実態により適合的で、国際人権規約等にも準拠し、平等と相違(オルタナティブ)のバランスをとった施策である、と論じている。そして、宮島は外国人が関わりを持つ行政サービスを列挙しているが、その中には本稿が取り上げる、「就学」、「就学援助」、「奨学金制度」、「社会教育(日本語教育)」といった教育関係の課題がキーワードとして挙げられている。(宮島 1996 : 6-8)

それでは教育がなぜ在住する外国人にとって極めて重要なのであろうか。もちろん教育は「やって当然のもの」として広く認識されており、その存在意義自体に疑問を挟むことはない。しかしながらその本質については社会への同化を強いるというネガティブなものから自己成長を促すというポジティブなものまで様々である。ここで本稿が支持する教育の重要性の考え方について、市民権の文化的要素ないし「文化的市民権」という概念で説明する宮島の議論を紹介することで明確にしたい。宮島によれば、「文化的市民権」とは移民たちの自らの出身文化への権利でなく、受け入れ社会の生活に参加する実質的な条件にかかわる権利、参加していくための文化的能力を授けられる権利、その意味で参加主体形成のための権利である。これを実現する最大の手段はほかでもない教育であり、そうした

適切な教育を受ける権利が社会成員に保障されなければならない。特に移動する人々、文化を横断する人々にとっては決定的に重要である。またマーシャルは教育を真正の社会的権利の一つであるとしているが、実際には市民的権利や政治的権利の行使においても教育の果たす役割は非常に大きい。例えば識字、学力、制度の理解力、市民的な価値や理念の体得などその文化的能力の奥は深い、それらなくしては社会への参加も不可能である。(宮島 2000 : 4-5)

つまり、外国人にとって移住先である彼ら彼女らにとっての異文化社会に適応していくために欠かせない手段が教育であり、もし仮に一切それが施されなければ異文化社会の中で路頭に迷うということの意味する。そのような状態を放置しておけば社会不安に繋がるので放置はできないという受け入れ社会側の事情も教育をまず外国人に施すことの必要性を強く支持している。異文化出身の外来者がその文化的相違を乗り越えて市民権行使者となることを助けることを保障するものであり、当該国文化の絶対視からも距離をおいて、市民的能力の形成をめざすもの(宮島 2000 : 6)が外国人に対する教育に対する意義付けで一番妥当かと思われる。そして、教育は必要であるという前提に立った上で、次に検討課題となるのが外国人労働者及びその第二世代に提供する教育の内容及び質になる。

2 - 3 . これまでの教育問題へのアプローチ 多文化教育

「小学生のときクラスで自分の国の政治や文化について調べて報告しました。とてもよかったです。学級委員もやったことがあります。」(フィリピン)

ここではこれまで教育に関してどのようなことが問題とされ、それに対してどのような視点で教育が実践されてきたかを簡単に振り返ってみたい。実のところ教育に関してはこれまでに多くの調査研究がなされ、論文あるいは文献として発表されている成果も相当な量に達している。その中の多くに見られるキーワードが「多文化」である。それは「多文化主義」、「多文化教育」、「多文化化」などといった概念の中で使用されており、グローバルゼーションの諸研究の中でも重要な用語になっている。

広田は教育問題の中で提起される「多文化」を「外国人児童生徒問題」としてまとめている。ニューカマーを中心とした外国人就労者問題は外国人が日本社会での定住化や移動形態といった変容によって単に就労場面での問題から家族生活、「地域」全体の問題として提起されるようになった。とりわけ彼らが連れてくる「子どもたち」の問題は我々に否応なく「異質な存在」との対応を余儀なくさせたのである。そして問題はまず「適応過程」における日本語の習得を巡って顕在化し、その日本語の習得は低年齢児童に母語喪失という影響を与え、それは親子間のディスコミュニケーションという問題をも生み出す。また、「越境」という行為によって彼らがこれまで依拠してきた価値体系の剥奪と再組織化の過程にさらされ、その中で何を捨て新しく何を獲得したのかという問題も浮上する。提起された問題はそれだけに留まらず、彼らの存在それ自体によって、彼らと接触するもの、彼らと人間的に対応する周囲の人々、そして現代社会における「越境」及び「異質性」とは

何かが改めて問われる。「外国人児童生徒問題」とは、無論現代の「トランスナショナル」時代の、いわば「越境移動する子どもたち」の問題ではあるが、同時にそれは我々自身の問題として跳ね返ってくることに特徴がある。(広田：18-20)

こうした動向の中で影響力を持つようになったのが「多文化主義」という考え方である。詳しいことは議論が長くなるため避けるが、この考え方は先述したような「異質な存在」の増大といったものに対する有効な処方箋として脚光を浴びている。そして日本よりもより早い段階でそのインパクトを経験している欧米諸国にて様々な政策の中で実践されており、教育政策となると「多文化主義教育」あるいは「多文化教育」と呼ばれるものが該当する。一例として佐久間によるイギリスの例を紹介したい。戦後まもなくして多くの非ヨーロッパ系移民の流入に直面したイギリスでは1965年ごろまで語学習得を第一とした「同化政策」を取っていたが、それまでに受け入れていたヨーロッパ系移民の経験のようには上手く行かなかった。そこで1965年より75年ごろまで「カルチャラル・ダイバーシティ」といわれる方式が取られるようになった。これは文化的アイデンティティを認めイギリス文化への同化を強制しないことだけに留まっていたが、さらにマイノリティ文化をマジョリティ文化と同等の価値があると認める運動が高まり1976年の「人種関係法」の制定によってマイノリティ文化もマジョリティ文化に対し同等の価値が認められるようになり、それは教育にも反映され、本格的な「多文化主義教育」時代をむかえるようになった。その内容は学校でのバイリンガル教育やキリスト教的礼拝に参加しない権利などである。(佐久間1996：40-42)

しかしながらこうした多文化主義に基づく教育に対し批判が出てきている。まず、多文化教育はエスニック・マイノリティ毎の教育世界を作り出し、結果としての隔離やある種のスティグマ化を誘発しがちで差別性をまぬがれないと指摘される。(宮島・梶田：9)同化主義に立脚する論者によれば、多文化教育はかえって学校を混乱させ、統合力を失わせ、学校の使命を衰退させるとみる。各民族が持つ固有の文化や宗教を学校に持ち込むことで教育のアナーキー化を避けられず、これまでの文化に依拠した「絶対的道德」の崩壊につながると主張する。これに対し多文化論者はどの人間も何らかの文化的な差異を有しており、学校こそがこうした差異を尊重すべきであり、そもそも「豊かさ」とはすべての価値を同質化して競争させるのではなく多少の齟齬があってもさまざまな文化と接触して多様な思考を身に付けさせることにありと反論している。ところが、同じく同化主義に反対している反人種差別論者は多文化論者のようにマイノリティの文化や宗教を理解するだけでは不十分だとし、イギリス社会の「制度的な差別」を認めそれを除去しなければならないと主張する。多文化論者と反人種差別論者はしばしば対立をしたが、90年代に入り「反人種主義多文化主義(Anti-Racist Multiculturalism)」という造語と共に歩み寄りを見せている。また、多文化教育は偏見をただす教育理論であり、反人種差別教育は実践に関わる理論として双方を車の両輪として見る立場も存在する。(佐久間2002：73-75)

佐久間は多文化教育とはもともと矛盾の産物であるとしている。つまりそれは国民国家

が相対化され、国境が以前ほどの意味をもちえなくなり、国籍を異にした多くの民族が共存しながらも、依然として特定の国民国家を前提とした教育のあり方であり、経済的には単一のシステムを取りながらも文化的には単一のシステムとはなりえない時代の国家存続の手段である。ここにいずれの多文化社会においてもホスト国の言語や習慣の習得を強調しつつ、他の成員の文化にも配慮しなければならない理由があり、多文化主義教育にまつわる矛盾・問題はここに収斂するのである。佐久間はそう指摘した上で「しかし、このような問題があろうとも当面私は自覚的に多文化主義教育に固執したい」と言う。その理由として次の3つをあげている。まず、教育は自立的精神の確立なり批判的精神の涵養を目的としており、これは多様なものの見方、考え方を批判的に摂取することによって養われるものという本来的に多文化的なものであるということ。次に教育とは個性の開花であり、個性の個性たるゆえんは個人の違いを尊重することであり、その意味では原理的にも多文化的であること。そしてどの近代国民国家もそれ自体にマイノリティ文化があり、多文化は国家統合のために無視されてきたマイノリティの文化。そしてそれは外国人に限らず社会的に虐げられたり、不利益を被ったりしてきた例えば障害者や高齢者といった人々に光を当てることになる。(佐久間 1996 : 57-60) 確かに多文化教育はやらないよりは是非やるべき性質のものであり、様々な困難を、試行錯誤を繰り返しながら継続させなければいけないのである。

では、今日本の多文化教育の現状はどのようなものであろうか。もちろん欧米に比べ歴史が浅く、まだまだ体系だった整理をするのは難しいだろう。しかし、このような外国人の教育問題の直接的な当事者である地域の学校及び教員達は「取り出し授業」や「入り込み授業」以外に、他の教職員へのこの問題の重要性の説明、研究会の開催、学校・身分を越えた地域ぐるみの支援体制の促進、「外国人児童」の父母達のネットワーク化の支援といった活動を始めており、「異質性認識」そして「内なる異質性」「内なる民族問題」を改めて考え直そうとする機運が生まれて来ていることに注目しなければならない。(広田 : 21)

参考までに、いくつかの多文化教育の現状及び具体的な内容についてここで軽く触れておきたい。まず、多文化教育の根幹をなす日本語教育であるが、文部省は1992年よりニューカマーが一定以上在籍する学校に、専任教員を特別に配置する措置をとっている。それを反映して常勤の専門教師や非常勤講師によって特別に教室を設置している学校がある。それを設置していない学校は空き時間や別の時間で指導を行ったり、特殊学級に加えたりするなど「取り出し授業」によって対応している。日本語教室が設定されている学校ほど体系だったカリキュラムが組まれ、効果が高いとされている。(佐藤 : 72-74、太田 : 94-96) しかし、加配された専門教師や講師が決して専門家とは限らず実際は手探りで行われているのが現状であり(太田 : 96) さらに大きな問題点として「学習使用言語」の習得の困難さがある。太田によれば「学習使用言語」は学校の教科学習に必要となるものであり、日常生活を営むための「社会生活言語」に対して意図的かつ積極的な学習支援を要求するものである。しかし多くの外国人がこれを欠いているので、原学級の教科学習についていく

のが困難となる。(太田：102-103)

太田はこの状況について日本語のみの日本語指導に基づいた「日本語至上主義」によるやり方が外国人労働者の第二世代への母語による思考を不十分にし、その結果教科学習への実質的なアクセスを阻害していると指摘している。(太田：106-107)

その他の多文化教育の実践例としては、相互理解教育及び国際交流教育といったものがある。いくつかの地方自治体の教育委員会によって在日外国人に対する教育方針が作成されているが、その内容の中で共通する特色は、単に在日外国人児童・生徒を対象に、彼らの民族的自覚や誇りを高めたり、彼らの学力の向上や進路指導の充実など進路の保障のみをねらいとしたりしたものではなく、すべての児童・生徒を対象に、お互いの国の生活や文化、歴史を正しく理解させることで差別や偏見を無くし、共に学び、共に育つ集団の育成集団の育成をねらいにしている。しかし、欧米の多文化教育でもいわれているようにその成功は教師の素質にかかっており、この方針でも教職員の指導力の強化が謳われている。(森茂：99) こうした方針を踏まえ、各自治体の教育現場では地域の実情に合わせて様々な取り組みが実践されている。⁵

2 - 4 . 新しい教育問題 進路選択における戦略

これまで社会の多文化化に対応した多文化教育について概観してきたが、無論こういった取り組みは今後も継続されるべきである。筆者はこのこと自体の存在意義について疑問を呈するつもりはなく、反対する立場を取る「同化主義」を支持するわけではない。しかし、多文化教育の基盤となる理念には重大な見落としがあるように思える。それは改善の対象としているのがあくまで外国人を受け入れるためのホスト社会であり、外国人自身ではないのである。言い換えれば、異質な存在を受け入れる摩擦を無くすための日本社会の変革という側面が大きく、確かに外国人生徒にもアイデンティティの確立を促進したり、イジメ等の差別の被害に遭遇するリスクを低減したりするという副次的な効果は大きいものである。しかし、それ自体は外国人第二世代の個々人にとっての日本社会での自己実現および成長を助けるものであるとは言い難い。つまり、多文化教育の潮流の中で見過ごされているのは、外国人労働者第二世代自身の日本社会での主体的な取り組みの在り方であり、本稿の領域に即せば、第二世代の「進路選択における戦略」である。

これは日本でのニューカマーの定住化が進んだことによって新たに浮かび上がってきた問題であるといえる。結果論であるが、10 数年前の時点で十分に予測できた課題ではあったともいえるだろう。しかし、戦後の日本社会にとって外国人の大規模な定住は未曾有の出来事であったという止むを得ない事情により認識が甘くなってしまうせいか、この観

⁵ 具体的な実践の内容については様々な報告書やルポタージュによって紹介されている。例えば横浜市鶴見区の教師によって書かれた沼尾実『多文化共生を目指す地域づくり 横浜、鶴見、潮田からの報告』(1996年、明石書店)、三重県の状況についてまとめられた松沢和子「異文化の中の子供達」(日本子供社会学会編『いま、子ども社会に何がおこっているか』1999年、北大路書房)などがある。

点に立った研究はほとんどされて来なかった。その結果この問題に対する関心は突然なだれ込んできた外国人労働者の第二世代に対しとりあえず応急処置的に施す対策にだけ向いてしまったといえるだろう。

この「進路選択における戦略」の視点に立った本格的な業績として興味深いのは2002年の宮島喬による論文「就学とその挫折における文化資本と動機づけの問題」である。宮島は同じエスニック集団でも学習達成度に差が出てしまっている中国帰国者の例⁶を引き合いに出し、別の要因として社会的文化的諸条件の影響を切り口に考察をしている。具体的には行為者にとっての資源、資本とは何かを検討し、その利用可能性と利用の戦略を重視する文化社会学的アプローチをとることである。宮島は「文化資本」⁷の動的な概念化という独自の手法を用いてストック的資本と編成的資本（ハビトゥス）の機能に注意を向け、それらが可能にする行為における多様な変換の作用とそこにはらまれている戦略性に注目している。ここでの戦略とは文化的「場」の構造、提供されるチャンスの広狭、モデルの有無など客観的条件、および行為の動機づけの強さなど主体の側の条件との双方にかかるものである。行為者は「文化資本」を状況に応じて動員する。しかしこの行為者が十分な予備的社会化を経ずに異質な社会と文化に参入しなければならない移民、難民、出稼ぎ外国人であったならばその上で多かれ少なかれ大きな制約を負っており、さらには日々の厳しい条件の下で生活の生産・再生産の追われることで彼ら彼女らの家庭内での子ども達の教育への関与を不十分になりがちなものなる。（宮島 2002：119-123）

この概念に基づいて宮島は神奈川県の高中生に対して行ったインタビュー調査を元にした分析をおこなっている。そのサンプルは大体インドシナ系難民と日系南米出身者の中高生が半々を占めている。宮島によれば、教育への参加に関することについては、インドシナ系は日頃の同化圧力を強く感じ母語維持能力も難しいが、日本社会との距離は縮まっておらずその狭間で孤立している。また、日系南米出身者については出稼ぎという来日動機を心理的に引きずっており、帰国と長期滞在の両可能性をにらみつつ部分的に日本の諸制度と部分的にかかわっている傾向があるという。（宮島 2002：126-127）

また、日本語のカベによる「文化資本」継受の困難さが存在しており、それが親から子への学びのハビトゥスの伝達を阻害していると指摘している。「文化資本」は外国人生徒の学習にも影響しており、「話す」日本語に対し滞在の長さだけでは自然に身につかない「読む」「書く」日本語である「学習思考言語」の習得がその言語的難しさから困難であり、特に歴史、文学に関するものは暗記するしかない。また母語での知識や概念の習得具合も影響

⁶ 宮島は鍛冶致の著作（「中国帰国者と高校進学 言語・文化・民族・階級」、蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』）を引用し、中国帰国者生徒でも中国で習得した「優等生文化」を保有する知識青年と、農村部や地方都市から来日した「優等生文化」の保有度が低い生徒とでは日本の高校進学や語学習得に差がみられるとしている。（宮島 2002：120）

⁷ 広い意味で解された「文化資本」とは、(1)言語や知識の操作能力のような形で、(2)書籍、レコード、芸術作品のようなストック的形態で、(3)社会関係資本としての家族サポートや身近な行為者モデルなどとして、(4)時間の知覚、価値優先度の知覚、等々を通して、人々の実践を規定する。（宮島 2002：122-123）

している。(宮島 2002 : 130-132)

子どもにおける自己定義の困難、そして動機づけの困難さも大きな影を落としており、それは国籍によって明らかな違いが見られている。まず南米出身日系人の子世代についてだが、来日後も移動を繰り返す両親と共に半強制的な移動を強いられるため、学習の動機づけが難しい状態である。また、親の長時間労働等で適切な相互作用や援助が行われるべき場としての家族の存立自体が困難であり、「帰国」の可能性をアジェンダに入れているために日本の滞在を暫定的にして教育投資を手控えさせることから、親子双方にとって教育参加が中途半端になる恐れがある。それに対しインドシナ系の子世代であるが、もともと儒教的学習ハビトゥスの影響が強く、また母国から逃げてきている親の事情を理解しているので南米系出身日系人に見られるような影響は顕著ではない。家族も学校教育に積極的であり、就学や進学を励ます雰囲気は見られるが、親の日本語の不十分さや日本人との接触の少なさ、長時間労働への従事で子どもの教育への関わりは希薄である。このような要因は就学・学習の態度にも反映すると思われ、インドシナ系は総じて学校世界との関わりを保つが、南米出身日系人の学校離れはより深刻になっている。宮島は学校離れを学習の挫折と共に異文化への突然のシフトに対する抵抗、抵抗から「反学校」的自立へ、という意味合いがあるのではないかと指摘している。(宮島 2002 : 133-136)

就学コースおよび将来の職業選択については広義の「文化資本」である社会関係資本が関係しており、それは周辺のモデルとなる個人に刺激され、あるいは倣って選択をする。しかし宮島はこれについてニューカマーの子どもたちの将来設計はしばしばモデルの貧困、欠如を感じさせるものであると指摘する。彼ら彼女らは進学希望には自分の家族が通う学校を挙げ、職業もマスメディアを通じて憧れを掻き立てられるものが多く、実際の仕事内容やどのように就学コースや訓練を経るべきなのかについて無知である。つまり、実現性の高い職業を志向できず、具体的戦略不在のまま一挙に飛躍した夢を追ってしまう。また、欧米におけるアジア系移民と動向と異なり、理科系への進学やコンピューター関連の仕事をあげるものは少ないが、これは計算問題ならいいが文章問題や証明問題になると難しいというように日本語の難しさに起因しているようである。さらには「進学ハビトゥスの不適切さ」として、移民マイノリティの示す戦略がほとんど一時しのぎ的に「切り抜ける」という選択に向かいがちである。これは、先進社会という場の中で子どもの社会参加を長期的に図るという観点からすれば適切とはいえないが、当座の失業に脅かされ、文化資本における不利や、高度熟練市場へのアクセスの際の差別を予感している移民の親子にとってはしばしば不可避の選択となるというものだ。そしてこうした現状は移民への援助・助言の必要を告げるとともに、彼らを事実上排除している日本の社会・教育システムに警鐘を鳴らし、その価値前提やカリキュラムにも見直しを迫るものである。(宮島 2002 : 139-141)

以上宮島の興味深い研究の概略を検討してきた。大変興味深く斬新な考察がなされていると思うが、ここで筆者の感じた疑問点をいくつか列挙する。まず、宮島は当論文でしばし

ば日本語の言語学的難しさを引き合いに出しており、日本の外国人労働者の第二世代が理科系に興味に向かない要因として強調しているが、果たしてそれだけなのだろうか。また、しばしば外国人労働者の第二世代が暫定的切り抜け戦略を行使してしまうのは彼ら彼女らが帰属するエスニシティだけの問題ではないのだろうか。宮島の論文では分析の対象を外国人労働者第二世代に限定しており、受け入れ社会側についての記述がほとんど見られない。これは、「文化資本」という概念を用いた視点で考察を進めているので当然といえば当然だが、問題は受け入れ社会にも所在するのではないかという疑問が生じる。具体的には受け入れ国家側の進路選択に係る装置（この場合地域の教育機関などが該当する）の内容と外国人労働者の第二世代のその装置の利用実態である。そこで次章からはこの問題点に留意しつつ本ワーキンググループが行ってきた調査の結果を紹介していきたい。

3. 実態調査報告 - 日本における外国人中高生の実態

今回の調査では主にアジア系不法就労者とインドシナ難民にチームを分けてそれぞれが基本的に独自に実態調査を進めてきた。第二世代への調査はインドシナ難民中心に進められたので本稿の分析対象者は圧倒的にベトナム難民の第二世代である。しかしアジア系不法就労者の調査でも何度か第二世代に会う機会に恵まれたので、インドシナ難民と同じ質問のフレームワークを利用してインタビューを行った。

インタビュー調査の大半は2002年度の夏から冬にかけて実施された。本稿での分析対象者の一覧は以下の通りである。⁸ ⁹以下の記述では、個別の事例を示す場合は英文字を使用する。

| | 年齢 | 性別 | 学年 | 居住地 | 出身国 |
|---|----|----|-------|------|-------|
| A | 19 | 女 | 大学1年生 | 神奈川県 | ベトナム |
| B | 17 | 女 | 高校2年生 | 神奈川県 | ベトナム |
| C | 19 | 女 | 高校2年生 | 神奈川県 | ベトナム |
| D | 不明 | 女 | 高校1年生 | 神奈川県 | ベトナム |
| E | 16 | 男 | 高校1年生 | 神奈川県 | ベトナム |
| F | 23 | 男 | 大学4年生 | 群馬県 | ベトナム |
| G | 22 | 女 | 大学4年生 | 神奈川県 | ベトナム |
| H | 18 | 女 | 高校1年生 | 神奈川県 | ベトナム |
| I | 20 | 女 | 大学2年生 | 東京都 | ミャンマー |
| J | 14 | 女 | 中学2年生 | 東京都 | フィリピン |

⁸ なお、一部の対象者は2001年度調査によるものである。年齢や学年についてはインタビュー当時のものとしており、属性についてはあくまで対象者の自己申告であるので正確だという保証はない。

⁹ 今回の調査対象者の性別は圧倒的に女性が多いが、その理由はサンプルの抽出が友人伝いの紹介に依存しているからである。しかしながら今回は詳細な裏付けができなかったが、「お兄さんは中学にもまともに行かず何やっているかもわからない」(B)、「(兄が2人いるが)自分しか高校に行っていない」(D)という声が聞かれており、どうも男性よりも女性の方が学校に行く(言い方を変えればドロップアウトしづらい)傾向があるようである。念のため留意しておきたい。

| | | | | | |
|---|----|---|-------|------|------|
| K | 17 | 女 | 高校2年生 | 神奈川県 | ベトナム |
| L | 17 | 女 | 高校2年生 | 神奈川県 | ベトナム |

進路選択の戦略において重要になってくるのは「文化資本」であり、それを状況に合わせて適時動員されることで戦略が形づくられることは先述した。この点に留意してインタビューを続けた結果、大体以下の3点に関して興味深い結果が現れた。それを今から順次説明していきたい。

3 - 1 . 得意な教科、苦手な教科について

まず対象者全体が真っ先に好きでかつ得意だと答えた科目が「英語」である。これは母国で既にある程度学んでいたこともあるが、彼らの多くに欧米に住む親戚がいることかなり影響していると思われる。また自身が外国人であるということを強く認識している影響によるものか、詳しくは後述するが、将来希望する自己実現の領域として「日本と海外」に意識が向いており、それが世界言語としての英語の学習意欲を自然に高めている可能性がある。日系ブラジル人の場合だが、英語はどこに住んでいても市場価値を持ちうるという理由で親が習得に熱心であるという。(志水：82) 今回の場合もこれが当てはまる可能性が高い。また、正しいと支持するかは保留にするが、宮島は日本語の本質的な言語としての難しさを指摘していることは先述した通りであり、日本語の学習に比べ英語は習得が難しくもないのも理由かもしれない。少なくとも多くの場合母語の文字がアルファベットであることが多いので日本語の学習に比べとっつき易いことも英語への関心をより一層高めている可能性がある。

次に、前章でも引用したが宮島はアジア系移民が比較的理科系を好み情報処理関係の職種を選択するヨーロッパでの傾向が日本では見られないとしている。(宮島 2002 : 139) 今回の調査の結果では得意な科目として理科系の科目(数学・化学など)を挙げる対象者(A、D、E、H)が確認されているものの、対象者総数から見るとやはりそれほど多くない。しかもEは苦手な教科として理科を挙げており、それは日本語が理解できないからだと答えている。この調査だけでは確証はできないが、数学への興味があってもやはり日本語の壁は大きいようである。理科系を嫌う対象者もいないわけではない(F、I)が、2人とも教科の難しさというよりもめぐり合った教師のレベルの低さが影響しているようである。理由としては教師のレベルの低さおよび差別的な態度というものである。教師が差別してきたからというものである。また、苦手な教科は特にないと答えたケース(B、G、J)がある一方で勉強に対する意欲や自信を失ってしまっているケース(C、D)も存在する。

これまでもたびたび習得の困難さが問題とされる国語(日本語)についてであるが、苦手あるいは嫌いであるとはっきり答えたケース(A、D、H、K、L)はもちろん少なくは無いが、特に困難を感じていないケースが意外と多いというのが全体的な印象であった。しかし漢文や古文が問題ではないと答えているにも関わらず社会や理科を日本語が読めないから苦手と答えるEのような場合もあり、また所属している学校によって教材のレベルが違うこともあるので、インタビューはあくまで対象の主観的な回答であることを勘案す

ると実際にはやはり日本語、特に学習思考言語の習得は難しいと思われる。

3 - 2 . 進学の間緯について

まず前もって明確にしておくが、現在高校生のケース（B、C、D、E、H、K、L）に関しては高校受験について、現在大学生のケース（A、F、G、I）については高校受験及び大学受験について尋ねている。当然だが中学生のケース（J）はここでは対象外である。

さて、高校進学についてであるが、インタビュー対象者の大半（H、G、I、J以外の全て）が居住する地域には在県外国人の特別枠を設けているA高校がある。外国人労働者の第二世代、この場合はインドシナ難民の子ども達の中での人気は高く、本稿の対象者の中でこの高校に在学中であるものは5人（C、D、H、K、L）である。A高校は国際教育をその特徴にしており、普通科とは別のカリキュラムを設定している。在県外国人枠とは日本に滞在して3年以内の外国人に対する入試の優遇措置であり、英語、数学、国語、面接という試験科目が科せられる。¹⁰試験時間も通常よりは若干延長されている。インタビューでの話だが、特に重要視されているのが面接¹¹であり、日本語の会話能力を試しているようである。この入試で外国人労働者第二世代は彼ら彼女らにとって難しい国語を捨て、英語と数学で得点を稼ぐ戦略を取っているようである。ただ、先述した太田の指摘のように長く滞在していることで学習思考言語を身に付けるのは困難であり、こういった優遇措置を滞在年数で制限せず外国人労働者第二世代全員に広げるべきだとの声も聞かれた。

このような現状に対応措置をとる教育機関は増えているようである。同じベトナム系住民でもこのA高校のあるエリアとは離れた所に住むFが進学した高校もコース制の個性化教育を行っており、推薦枠で合格している。特に外国人を高校が欲しがっていたため有利であったとのことである。ミャンマー国籍のIについても同じくコース制の高校に優遇措置を利用して進学している。ただ、コース制を採用している高校といってもその専門性重視の柔軟で個性的なカリキュラムに魅せられ特定の分野での高い専門性の習得を意識している中学生に好まれ、結果としてハイレベル化している学校も見られる。ケースGは居住している県に設置されているそういった高等学校に推薦で応募しようと試みた。しかし、「受験だけ一般人扱いされる」（ベトナム G）という発言より端的に現れているように、外国人労働者第二世代にとってカリキュラムが適していてもレベルの高さによって結果的に受験の時点にて応募を断念している。つまり、こうした高等学校は結果的として外国人労働者第二世代を排除しがちである。

普通の日本人学生の同じ手続きを踏んで高校受験に臨んだケース（A、B、E、G）もある。E以外は日本での滞在が長期に渡りつつあり、外国人の推薦枠の権利が滞在の長期化によって失われていることから仕方なく一般と同じ扱いで高校入試に臨まざるを得ないよ

¹⁰ 通常の入試では面接はなく、社会と理科が試験科目として課される。

¹¹ 面接で尋ねる質問は主に高校生活への希望や日本語能力についてのようである。

うであり、それに対して若干の不満を感じているようである。外国人であることによる優遇措置としては三点制度というものがあり、ふりがな付き答案用紙、拡大文字、試験時間の延長である。しかし出題内容そのものについての措置はないので、ハンデを背負ったまま厳しい高校受験の競争に投げられている。具体的な勉強については塾やよくたまり場に行っている支援団体に通って援助を受けて切り抜けているようだが、国語と社会の試験勉強が特に大変だったという意見（A、E）がやはり見られた。

中学卒業後の高校受験が難しいので一年間浪人するというケース（H）も存在する。この地域の公立高等学校の選抜システムは基本的に全員浪人させずに入学させるという理念があるが、このことは外国人が蚊帳の外に置かれていることを暗示するだろう。Hは浪人期間中に主に先述したたまり場に行っている支援団体の助力通じて学習や面接の練習を行い、優遇措置のあるA高校に進学した。

さて、高校進学後の学生生活についてだが、楽しかったあるいは楽しいと答えたケース（D、E、F、H、I）とあまり楽しめなかったあるいは楽しくないと答えたケース（A、B、C、G）と二分されており、特に顕著な傾向は見られない。しかし、あまりはっきりとしたことは言えないが、楽しくないと答えたケースは印象として今自分が置かれている状況や将来へのビジョンを他のケースと比べてより明確であるようである。自分自身を真剣に考えているがゆえに本来の希望とは大きく異なる、あるいは能力に分不相応な学校にしか入れなかったことへの不満や不安を感じているともいえるのである。

次に大学への進学についてであるが、検討対象として該当するのがA、F、G、Iの4人であり、ケース数が少ないのであまり強固な根拠とならないことをまず断っておく。驚いたことにこの4人ともごく普通の日本人学生のような大学受験の選抜過程を辿って入学してはいない。A及びF、Iが推薦入学制度を利用しており、しかもAとFは新設学部に一期生として入学している。Gは通常の大学出願の手続きによって受験に臨んだがあまり首尾良くいかず、結局不本意な大学に二次募集で合格しているようである。

次に大学受験に臨む動機についてであるが、「日本とベトナムの架け橋になるため」（F）とか「資格とか取りたいし、大学に入ったほうが今後のため」（A、G）「語学に興味があるから」（I）といったものであった。また、特に親の強い勧めがあったと答えたケースがI以外のベトナム系のケースで見られた。宮島もインドシナ系の親の教育への態度は日系ブラジル人に比べて積極的であると述べていることを前に示したが、今回の調査もそれを裏付ける格好となった。

大学受験の試験内容についてであるが、推薦入学したケース（A、F、I）は、面接及び小論文、あるいは英語と推薦状と小論文といったものである。高校入試の推薦制度と特に変わらないようであるが、例えば論文は内容がそれなりに高度なものであると思われるし、学習思考言語の習得が一般に苦手なことを考えるとかなりの重荷であることが予想される。

ここで注意したいのは、どのようにして大学を選んだかである。結論から言うと宮島の指摘する「暫定的な切り抜け戦略」が確実に働いてしまっているようである。象徴的な

はケースAで、本当は数学が得意で経済をやりたいだったが、第一志望の大学の推薦入試は論文で失敗（Aは国語が苦手だと言っている）し、現在通っている大学の学部はちょうど新設されたばかりで入りやすそうだったから受けたとはっきり言っている。選んだ学部の専攻は得意の数学とは程遠い法律関係であり、よりによって高い日本語能力が必要とされる場所である。Aの大学生活の様子について尋ねたが、あまり楽しめていないようであり特に毎学期のレポートは苦痛だという。また、ケースGについては二次募集で辛くも大学に入学できたものの進学先の大学が全く勉強をする雰囲気もなく期待を大きく裏切ることになったことに落胆している。Gは今回の調査対象者の中ではかなりレベルの高い高等学校に進学している。これは予想に過ぎないが、おそらく同じ高等学校の日本人学生であればGの進学先を本意と感じると思われる。そして普通であれば浪人して来年に賭けるという選択を採るが、おそらくGの場合は親の経済状況に配慮してその選択ができなかった可能性がある。また、「国公立に落ちて、もう受ける大学が限られていた」と発言したことから大学受験の志望校選択における戦略もリスクの高い¹²国公立大学に絞って一切私立大学を受けなかった可能性がある。

3 - 3 . 将来の希望について

先述したように宮島は外国人労働者二世代の将来のビジョンは現実的ではない飛躍したものになりがちであると指摘している。今回の我々の調査結果を元にこの点について検証したい。

よく語られるのが「日本と母国の架け橋になるような仕事がしたい」といったような海外志向であり、これはほとんどの対象者（A、B、F、G、I、J）がそのような意向である。意外と見過ごしがちであるが、「国と国との架け橋」という語り口は多文化教育の影響もあってかしばしば素晴らしいことだと語られがちである。しかし裏を返せば日本に根付いて生活していくという意識が希薄だということであり、自分が常に外国人であることを強く意識し、日本社会に自分たちが溶け込みにくいことを自覚し、諦観してしまっているともいえるのである。Aはそのように希望を告げた後、「でも、日本にいる人（私のようなベトナム定住者）ならみんなそう言うと思いますよ。」と答え、Bも「本当はベトナムに帰りたいけどもう帰れないし。このまま日本に居ても面白くないし。」と複雑な心情を吐露していた。

それ以外に彼ら彼女らの口からでた将来の夢を簡潔に列挙していくと、「なんでもいいから資格が欲しい」（A）「日本で教師になりたい...でも能力が無いから無理」（C）「日本の航空会社のフライトアテンダント。それが企業の通訳」（D）「親がコンピューターをやれというからそっちかも」（E）「親戚がやっていたし、なんとなく看護婦」（H）とい

¹² 一般的な日本の国立大学では第一次選抜として大学入試センター試験を課すが、ほとんどの大学が主要5科目を課しており、外国人学生にとって大きなハンデとなることは容易に想像がつくであろう。ただ、センター試験のアラカルト方式は外国人学生への優遇措置として上手く応用できる余地がある。

ったものである。これに関していえば、まだ高校や大学に入りたてであることから日本人の同年代に同じ質問をした場合も変わらないとの反論があると思われる。しかし、この点に注意して質問をしなかったので明言はできないが、具体的にどういう行動を起こせばその夢を実現できるかというような質問をすれば答えに窮することが多く、どのようなステップを踏んでその職業に就けるのかといったイメージが全く掴めていないような印象を受けた。

また、将来は日本でもなく母国でもない第三国に移り住む願望を持っているケース（D、E、F、G）も見られた。いずれもベトナム系であり、希望渡航先はアメリカやオーストラリアである。なぜ希望するかであるが親戚が居ることがかなり影響しているようである。年齢が比較的若いケース（D、E）についてはその理由が「あっちの方がゆったりしている」というような曖昧なものであるが、おそらく彼ら彼女らなりに日本で外国人が生活することの息苦しさを感じているのかもしれない。大学生のケース（G）については本人の口からはっきりと「日本の大学教育のレベルの低さ」が述べられている。これは日本の大学全般がレベルが低いというよりも、進学した大学の教育内容が影響しており、むしろミスマッチが影響していると思われる。そして、事実上もうやり直しは利かないことを感じており、逃げ場としてアメリカ留学を考えているようであることが見てとれる。

4．考察 隠蔽副作用と実質的不平等の存在

これまでの調査結果の分析を踏まえ、定住化が進んだ外国人労働者二世世代の進路選択の戦略に何が起こっており、どういう問題が生じているかを考察していきたい。

4 - 1．隠蔽副作用 無意識のうちに作用する問題のぼかし

今回明らかになった日本の外国人労働者二世世代に対する教育に関する事態を説明するために本稿では新しく「隠蔽副作用」という概念を用いたい。「隠蔽副作用」をここで簡単に定義すると、ある行為および施策が特定の問題をかかえる対象及び集団に対し効果を与えようという意図で行われたものの、かえって問題の本質を見えにくくすることで概念的に抹殺してしまうことである。その結果、問題自体が存在しないものとして世間一般に認知され、真の解決への道筋が閉ざされてしまうことになる。

この概念を設定するにあたり下敷きにしたのは西澤晃彦による「隠蔽権力」である。彼によれば、近代的な国民国家における首都は、異質な人口を吸収したまま多様なサブカルチャーを繁茂させたにもかかわらず、それ自体が「新しい社会統合のモデル」を提示する政治的手段としての手段を帯びさせられたため、可視の水準において象徴秩序自明性を確保しようとする管理的権力を発動させてきた。この管理的権力には、領土からの客観的物理的な排除に関わるものと、一定の領域における主観的な可視性の縮減に関わるものがある。大都市においては後者の重みが増大しており、西澤はこれを「隠蔽権力」と呼び、「ふさわ

しくない存在自体は非公式に容認しつつその可視性を引き下げるものであり、対象を地理的・空間的に隔離したり分散させたりすることによって存在を隠蔽し、一つの象徴秩序によって一元的に閉じられているかのような想念を下支えするものである」と定義している。隠蔽権力にとって課題となるのは、「現実存在の物理的な抹殺ではなくあくまで概念的な抹殺」である。¹³（西澤：136-137）

この「隠蔽権力」の概念を本稿にも援用できると考えるのは、西澤が関連付ける先進国の首都と日本の教育制度が、同質化を過度に求める性向を持つという点で似通っているからである。¹⁴しかし、本稿ではこれを「隠蔽副作用」と読み替えたい。西澤の指摘した「隠蔽権力」とは都市の概念的均質性を乱す存在の概念的消去という、いわばその根底に暗黙の悪意を含んだ権力である。しかし本稿で分析対象とする外国人労働者二世世代に対する教育実態に対し、「隠蔽権力」をそのまま活用させるにはやや不適切である。というのも外国人労働者二世世代の教育支援に係っている関係者は追放や抑圧を意図して活動していない。ほとんどの場合崇高な問題意識と善意に基づいている。問題の本質は外国人労働者の二世世代に様々な段階で施される対策や支援がその意図と乖離した効果を結果的にもたらしてしまっていることであるので、それを暗黙の悪意として切り捨てるとはあまりにも酷であり、非礼ですらある。そして「副作用」と読み替えたことの意図だが、もちろん薬の服用をイメージしてもらえればいい。薬は正しい飲み方をすれば大変よい効果をもたらすが、飲みすぎたり、あるいは飲む量が少なかったり、あるいは正確な飲み方をしていない場合、逆に副作用という悪影響を与えることになる。本稿の主題である日本の外国人労働者の二世世代に与えている影響はまさにこの概念での説明が妥当である。

では、具体的に外国人労働者の二世世代に対しどのようにして隠蔽副作用が働いているかを論述したい。まず隠蔽されるものとして挙げられるのは、大学進学を果たし「成功」していると思われる外国人学生の受験時の戦略におけるビジョンの甘さである。彼ら彼女らがどのような考えをもって高校及び大学進学を乗り切っているかであるが、かなりの数が推薦制度を利用しているのである。大学入試における推薦制度は、それが一般の日本人学生を対象とした場合、高等学校での学業成績が優秀であるという観点によって整備されている。一発勝負の大学受験にリスクが集中するのを避けるのがその狙いである。しかし、外国人学生対象の場合の推薦制度は、優秀であるというよりも一種の特別扱いによる試験の免除として働いている可能性がある。つまり、実際に日本人学生であれば当然要求されている能力基準を満たしていないにもかかわらず大学に進学できてしまう。もちろんそれなりの学力及び日本語能力が要件として必要とされており、全く努力なしで通過できるも

¹³西澤はこの「隠蔽権力」が発動された例として、代々木公園におけるイラン人の溜まり場の排除、新宿地下道でのホームレスの強制撤去を挙げている。そこではイラン人やホームレスという存在を物理的に消去することが目指されたわけではなく、「みえなくする」ことを終点に発動される。（西澤：137-138）

¹⁴志水は日本の教育が伝統的に同化を強いる風土であることは実例からもこれまでの日本の教育研究からも異論を挟む者はいないだろうとしている。（志水 74-75）

のと考えるのは間違いである。この推薦制度を利用するために外国人第二世代は絶え間ない向上への努力を惜しんでいない。しかし、進学先の選択の過程で「自分の希望を叶える」という動機よりも「自分の希望を合わせる」という動機の方が優先されているようである。その結果、本心とは裏腹に「入れそうだから選んだ」という行動をとるようになる。今回の調査結果でも、高校や大学に幸運にも入学できて学生生活を楽しんでいる対象者は多くなく、専門性の度合いがより高くなって来る大学生ほど満足していない傾向が見てとれる。また、本来の日本人大学生が学生生活を通して習得しているであろう能力が身につけていないという不安さをかかえている。そしてそれは実際に日本社会に出た際に思うような自己実現ができず挫折することにつながる可能性があることを意味する。

隠蔽副作用が働くもう一つの対象として忘れてはならないのが、ドロップアウトした第二世代である。既に言及したことだが、通常の場合、調査でこういったドロップアウトした対象者とコンタクトを取りインタビューを成功させることは困難である。つまり本稿の対象者は、もちろん様々な問題をかかえており順風満帆とは言い難いが「特に上手くいっているケース」が中心となっている。そして、こうしたドロップアウトした集団とは明らかに状況が異なることが容易に予想できる。事実、対象者との雑談の中で兄弟姉妹及び友人について「中学を出て働いている」、「働いているみたいだけど何をやっているのかわからない」という回答が多かった。ある支援団体の関係者によれば一体何をやっているのか分からない外国人第二世代の少年少女は多く、中にはまともに学校に行かず駅前で屯したり、非行に手を染めたりすることもあるという。また、そこに付け込んで犯罪行為に駆り立てる日本人の非行グループの存在もあるようである。外国人労働者の第二世代が受入国の住民に比べドロップアウトする率が高いということはどの国でもよく指摘されているが、これについては日本も同様である。その理由は様々だが、やはり学校のカリキュラムに言語能力等の障壁によってついていけず意欲を喪失してしまっているとか、異文化社会に放り込まれてフラストレーションが溜まっていることなどが有力であるようだ。しかし、こうした問題は表面上は存在しないものとして概念的に隠されてしまっている。皮肉にもこの集団が再び日本社会の中で着目されるのは犯罪を起こした時であり、ますます地域の外国人に対する感情を悪化させてしまう。

今回の調査結果から浮き彫りになった隠蔽副作用のメカニズムを描くと以下のようなになる。多文化教育に代表される様々な外国人向けの教育制度及び入試の際の優遇措置は、結果として学力や将来の人生戦略が不十分な外国人労働者第二世代を安易に教育機関への入学を許すことで彼ら彼女らがしっかり日本での自己実現を果たしていると見せかける。さらに日本全体に大きな影響力を与える一種の「国際化」へのある種の病的な追求は、いわゆる「成功した」彼ら彼女らを「日本の国際化を担う旗手」として誇大な宣伝材料にしがちになる。これと同時に隠蔽副作用が概念的に見えなくするのは、「失敗した」第二世代の存在、外国人が置かれている状況、そして「成功した」第二世代が抱える将来への不安である。そして、こういった日本社会の外国人第二世代に対する教育面での受け入れ体制の

不備は、この隠蔽副作用によって概念的に消去されることによって課題として深刻に捉えられるのを妨げてしまっているのである。

4 - 2 . 形式的平等と実質的不平等 入試だけの平等

外国人労働者の第二世代はその社会的背景に起因するハンディキャップを考慮されずに日本の教育制度の中での順応が求められているようである。これまで言われてきたように学習思考言語としての日本語の習得に困難があるにもかかわらず、入試ではほとんどそれが考慮されていない。もちろん、いくつかの高等学校及び大学では入試で特別枠を設けたり、コース別のカリキュラムを用意したりするなど配慮措置が全くなされていないわけではない。しかし当初の意図通りどおりにいかないことが多く、前節で示した「隠蔽副作用」を結果的に促進してしまっている。

この状況についてブルデューらの「形式的な平等と実質的不平等」の概念をもって説明してみたい。彼の名を有名にした著作「学生と文化 遺産相続者たち」の結論の中で、フランスの高等教育における形式的平等と実質的不平等の存在を挙げている。それによれば社会的な不平等について目を閉じてしまうと、あらゆる不平等、とりわけ学校での成功に関する不平等を自然的な不平等として、つまり生まれつきの才能の不平等として説明せざるをえなくなる。そして、すべての生徒達は形式的に平等でなければならないという公準に立脚することは、教育システムがうまく機能することの条件であるが、そのせいで個人の才能に由来する不平等以外の不平等を認めることができないシステムの中にもこれと似たような姿勢が伺える。(ブルデュー、パスロン：123) これは、教育及び受験において教師が生徒あるいは受験生に対し出身階層ではなく生まれつきの才能で判断するということを意味する。

もちろん30年近く前のフランスの教育制度と現在の日本の教育制度は大きく異なることが予想され、対比させること自体無理があるという批判があるかもしれない。しかし、日本の外国人労働者第二世代に対する教育の施策が多文化教育といった日本語を学ばせ日本社会に適応させるという取り組みに傾倒しており、本人が社会の中でどのような考えを持って自己実現を果たしていくのかといった視点が取り入れられていないと結論づければ、その根底にあるのは社会的な地位の見過ごしである。つまり、どのような社会的な地位に置かれているのかということに注意が払われておらず、ただ日本を母国としない(生まれつきの)外国人として捉え、個々人の能力を一般の日本人並みにすることにだけ関心が向いているのである。これはブルデューらの概念で説明することを可能にするだろう。

またブルデューらの考えによれば、本稿では入試に該当すると思われる競争試験について、「そこでは受験生の形式的平等は完全に保証されるが、各人は匿名であるために、文化を前にした現実の不平等はいっさい考慮されないので、このシステム(社会的な不平等が考慮されないこと)は十全な達成を見ることは納得できよう」と述べている。(ブルデュー、パスロン：124) つまり、外国人であるという社会的な条件が入試の前では匿名になることで

日本人と同等の条件下に置かれているということになる。今回の調査でもこの点について、確かに幾らかの優遇措置は認められるものの、日本語能力に対して配慮が払われているにすぎない。まや、文章を平易にしたり、時間延長を認めたり、入試科目を省いたりといった配慮は日本語の負担だけを低減しているに過ぎず、外国人労働者の第二世代が将来どのように自己実現を果たすかという観点での配慮ではない。宮島の指摘及び今回の調査での多くのサンプルに見られたように、自分の将来のイメージが明確に描けない傾向があることはこの影響も大きいと考えることができる。なお、ブルデュー達は議論をフランスの出身階層について着目して展開しているが、外国人も1つの社会的階層（しかも低位にある）と考えれば差し支えないだろう。

5. 結び より適切な教育体制へ向けて

以上今回の調査結果を踏まえつつ問題点を指摘してきたが、最後に今後の問題の解決の為の方向性を示して置きたい。今回の調査で明らかになったのは「日本の現行の教育制度が外国人労働者の第二世代にとってその自己成長を助けるものではない」ということであり、それは外国人労働者の第二世代は日本の学校に通うことで自分の将来像を描けない状態にあるということである。また、彼ら彼女らの教育を支援するはずの多文化教育を中心とした各種活動が有効に機能していない可能性も示唆している。実現可能性という意味では多くの困難が予想されるが、あえて何をすべきかを指し示しておきたい。

まず外国人労働者の第二世代が有する社会的な背景に特に注意を払うべきである。彼ら彼女らは自らの意思に反して突然日本社会という異文化世界に投げ入れられており、生活世界が断絶されている。つまりまだ人間として成長する前にその価値観が全面的に通用しない世界を経験させられているのである。また日本社会での生活の厳しさから両親と生き方について話し合う機会も少なこともあって、日本社会で将来どのような自己実現を果たしていくかのビジョンを見出せないでいる。こういった困難さは、例えば日本語教育に代表される多文化教育で解決されるとばかり思われてきた。しかし、事態はより深刻であり、かつ現状の多文化教育では状況を悪化させている可能性がある。よって、これまでの普通課程に多文化教育を加えるだけでなく、彼ら彼女らの生き方に関してしっかりフォローできる体制を構築する必要がある。もちろん、今回の調査でもいくつかの学校でそのようなポストが設置されていることが確認できた。しかし担当する教員への問題意識の徹底が不十分になりがちであり、極端な例では外国人生徒に暴言を吐くなどしているようである。できれば専門職として外国人第二世代の勉強を総合的に支援できる教員を常駐させることが望ましい。

学校のカリキュラムの問題であるが、日本語能力で大きなハンディキャップを負っていても、外国人労働者第二世代の自己実現へ向けた潜在性を最大限引き出すことが可能になり易いものにすることが望ましい。このハンディキャップを全く考慮しない現状の入試で

の形式的平等が、外国人労働者二世世代を挫折させる結果を招いている可能性がある。日本人と同年齢で同条件を求める平等を期す努力をするのは効果的でない。それよりも、いかにして日本社会で日本語能力等のハンディキャップがもたらす影響を最小限に抑えてコミットメントする技能を身に付けるかに重点を置いた方がいいだろう。具体例をあげるならば、今回の調査対象者の幾人かは数学といった理数系を得意にしているが、彼ら彼女らに対し日本語等の問題で未消化に終わる可能性の高い国語や地理歴史といった科目を日本人の平準まで伸ばすことを要求することはかえって挫折を招きがちになる。それよりもこういった教科を課すことをやめ、理数系及び高度な習得に必要な日本語教育に資源を集中させるようなカリキュラムを与えれば、高い理数系の技能を修得することができるかもしれない。そうなれば現在の日本社会はIT技術者が不足しているので、そこに自己実現への活路を見出すことができる可能性がある。この考え方はコース制のカリキュラムに似ているので、それほど実現するのは難しくはないだろう。

もちろんこうした現状の問題点を一つ一つ微調整していくことが必要であるが、それ以上により根本的な問題点として、「日本の硬直したライフコース」を挙げることができよう。例えばある外国人労働者の二世世代が日本語能力等で大きな問題を抱えており、短期的には学校のカリキュラムについていくのが困難であったとしても、長期的に改善できるようにカリキュラムを提供すれば結果として問題はないはずである。しかしこのような措置は現状ではほとんど見られず、学力が不十分なまま日本人の学生と同年齢で同じ受験というスタートラインに立たされることになる。もちろん今回の調査でも1年か2年ほど学年を遅らせることで対応しているケースが見られたが、専門的に対処するカリキュラムがなくただ引き伸ばしているだけなのでそれほど効果的ではないだろう。また、一度学校を出て仕事をしてしまえば、再び学校に入学し高度な日本語能力と専門性の高い学問や技能を習得したいと考えても、制度上は不可能ではないが実際にやってみるとなると難しく、仮に入ったところで年齢等の制約でただえさえ不利なのにその先の進路が保障されていない。外国人労働者二世世代（この場合それだけに限った話ではないが）が自助努力によって日本社会で自分の能力を向上させる機会を封じてしまっている。今回の調査でも現実を理解して諦観してしまっている傾向が見られたし、学校からドロップアウトし易い傾向にあることもこの背景が大きく影響していると思われる。

エスピン-アンデルセンは、「雇用と家族構造の両者において生じている新たなリスクとニーズの構造と、それを後押ししている知識集約型経済は技能にもとづく新たな分裂を生み出すので、負け組みをどうするかが社会政策で大きな課題になるが、教育や職業訓練、あるいは生涯教育は十分ではありえないものであり、教育が人々の社会資本の格差を解消できることはできない」という。（エスピン-アンデルセン：18）彼はEU諸国に福祉政策についてこの見解を述べているが、日本の場合も同じだとみなして差し支えないだろう。そして彼は、「特に労働市場における不平等の拡大に対する賛否は、ライフ・チャンスの変化という動的な視点に立って見直されるべきであり、固定的な公平観や平等観で考えるべ

きではないものであり、福祉国家が市民に対する基本的なライフ・チャンスの保証を広げていけば解消すると主張する。それは教育による職業移動の保証であり、低賃金の生活を余儀なくされたとしてもそれがライフコース全体にわたる所得面での貧困に直結しないような保証である」と述べている。(エスピン-アンデルセン：53-54)

このエスピン-アンデルセンの考えを下敷きにして外国人労働者の第二世代の教育問題を考えたい。現状は彼ら彼女らの学業成績のみ問題視し、同学年の日本人学生と同じ基準を追求することに力点が置かれている教育体制である。この状況下で外国人労働者の第二世代は同年代の日本人と同じ水準の能力を極めて短期間で身につけることを要求されるが、日本語能力や文化の断絶等の障害によりこれを達成することは困難である。その結果が高い確率でのドロップアウトであり、また進学できたとしても将来の進路選択に右往左往させられる現実の存在である。

そこで、今後目指すべき教育システムは、例え一時的に学業の遅れによる影響で外国人労働者第二世代の本人にとって不本意な職種に就く結果になったとしても、彼ら彼女らが望めばいつでも状況の打開への道が開けるチャンスが保障されている教育体制を目指すべきであるといえる。日本社会でどうしても自己実現に不利な状況に置かれてしまうのはある意味止むを得ないという前提に立ち、彼ら彼女らが時間をかけて日本語能力なり技能なりを習得する意思があるならばホスト社会としてそれを最大限尊重し援助するような体制が望ましいと思われる。そしてこの議論は何も外国人労働者の第二世代に限ったことではなく、受け入れ先国家の国民である日本人に対してもいえることであり、不就学問題の深刻化などの日本社会における教育問題全般についても有効な考え方であるといえよう。その意味で、外国人労働者第二世代の教育問題は思わぬところで見過ごされた日本社会の矛盾を照らし出すのである。

参考文献

井口泰（2001）『外国人労働者新時代』 筑摩書房

伊豫谷登志翁（2001）『グローバルゼーションと移民』 有信堂高文社

エスピン-アンデルセン（2001）『福祉国家の可能性 改革の戦略と理論的基礎』（渡辺雅男訳） 桜井書店

太田晴雄（2002）『教育達成における日本語と母語』 宮島喬・加納弘勝編『変容する日本社会と文化』 東京大学出版会

川上郁雄（2001）『越境する家族 在日ベトナム系住民の生活世界』 明石書店

佐久間孝正（1996）「地域社会の「多文化」化と「多文化主義教育」の展開 イギリスの「経験」、日本の「可能性」」 駒井洋監修 広田康生編『講座外国人定住問題第三巻 多文化主義と多文化教育』 明石書店

佐久間孝正（2002）「多文化、反差別の教育とその争点 イギリスの事例を中心に」 宮島喬・加納弘勝編『マイノリティと社会構造』 東京大学出版会

佐藤郡衛（1996）「日本における二言語教育の課題 学校における多文化主義の実現へ」

駒井洋監修 広田康生編『講座外国人定住問題第三巻 多文化主義と多文化教育』明石書店

志水宏吉（2002）「学校世界の多文化化 日本の学校はどう変わるか」 宮島喬・加納弘勝編『変容する日本社会と文化』 東京大学出版会

田中宏（1991）『在日外国人 法の壁、心の壁』 岩波書店

西澤晃彦（2002）「グローバルシティの下層マイノリティ」 梶田孝道・宮島喬編『国際化する日本社会』 東京大学出版会

広田康生（1996）「総論 多文化化する学校・地域社会 外国人生徒問題を出発点として」

駒井洋監修 広田康生編『講座外国人定住問題第三巻 多文化主義と多文化教育』明石書店

ブルデュー・パスロン(1964: 翻訳版 1997)、『遺産相続者たち 学生と文化』(石井洋二郎訳) 藤原書店

宮島喬(1996)「序章 外国人労働者から市民へ」 宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ 地域社会の視点と課題から』、有斐閣

宮島喬(2000)「外国人市民の参加とその回路」 宮島喬編『外国人市民と政治参加』、有信堂高文社

宮島喬(2002)「就学とその挫折における文化資本の動機づけの問題」 宮島喬・加納弘勝編『変容する日本社会と文化』 東京大学出版会

宮島喬・梶田孝道(2002)「マイノリティをめぐる包摂と排除の現在」 宮島喬・梶田孝道編『マイノリティと社会構造』 東京大学出版会

森茂岳雄(1996)「学校と日本型多文化教育 社会科教育を中心として」 駒井洋監修 広田康生編『講座外国人定住問題第三巻 多文化主義と多文化教育』 明石書店